

# 事業主さん、ご存じですか!?

**足場の組立て、解体又は変更の作業に就く場合、  
「特別教育」が必要です！**

(平成27年7月1日施行)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事する方に対し、事業主は特別教育の実施が義務付けられています。

当協会では、「**足場の組立て等作業従事者特別教育**」を開催しておりますので、ぜひ受講ください。

## 講習案内

**対象：足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事する方**

**時 間** 9：20～16：30（学科：6時間）

**受講料** 一般：9,260円 会員：8,230円  
（消費税込）

**テキスト代** 800円  
（消費税込）

平成30年度開催月 8月、11月、2月

- (1) 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
- (3) 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
- (4) 関係法令 1時間

受講はお済みですか？



### <特別教育を省略できる方>

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者